

令和5年11月1日

債権者各位

愛媛県四国中央市金生町下分130番地

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

代表取締役 関 忍

### 吸収分割公告

当社は、吸収分割によりユニ・チャーム株式会社（住所愛媛県四国中央市金生町下分182番地）のペットケア事業の一部に関する権利義務を承継することになりました。

### 記

1. 会社法第799条第1項及び第3項に基づき、この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：<http://www.unicharmproducts.co.jp/kessan/index.html>

ユニ・チャーム株式会社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以上